

令和 5 年度

第 1 回 鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会 会議概要

- 日 時 令和 5 年 7 月 4 日火曜日
午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 場 所 市役所本館 12 階 1201 会議室
- 出席委員 齊藤委員，別府委員，須川委員，市川委員，長谷川委員

(内 容)

1 諮問

- 市長から選定委員会会長に対し，鈴鹿市民会館及び鈴鹿市文化会館に係る公の施設の指定管理者の候補者選定に関するについて諮問を行った。

2 選定委員会について

(1) 選定委員会の審議事項について

- 事務局から選定委員会の審議事項について，以下の説明を行った。
 - ・ 選定委員会の所掌
 - ・ 選定委員会の審議事項

(2) 選定委員会の運営等について

- 事務局から選定委員会の運営等について，以下の説明を行った。
 - ・ 選定委員会の運営
 - ・ 選定委員会の議事録の作成，公表
 - ・ 委員と指定管理者の指定を受けようとする団体の利害関係に対する申出

(3) 指定管理者選定スケジュールについて

- 事務局から指定管理者選定スケジュールについて，説明を行った。

3 公募施設における指定管理者候補者の選定方法の変更について

- 公募施設における指定管理者候補者の選定方法の変更について，以下の提案及び説明を行い，事務局の提案が了承された。
 - ・ 平成 26 年度の委員会で決定した公募施設における指定管理者の候補者の選定方法について，申請団体によるプレゼンテーションの時間を 10 分以内から 20 分以内に変更

- ・ 提案理由は昨年サウンディング時に参加団体から 10 分では短いという意見が出たため

4 公募施設の施設概要及び評価基準について

○ イスのサンケイホール鈴鹿（鈴鹿市民会館）及び鈴鹿市文化会館について、当該施設を所管する文化振興課から施設の概要調書等の資料を基に施設概要及び評価基準の考え方と理由を示し、次のとおりの結果となった。

- ・ 評価基準について、施設の設置目的を効率的効果的に達成することができる団体及び提案であるかどうかの適否を適切に判断できるものと確認した。

○ 主な審議内容は以下のとおり。

【担当課への質疑応答】

（委員）

- ・ 現在まで両館とも直営でやってきているが、これまで指定管理者制度を導入しなかった理由は。

（文化振興課）

- ・ 老朽化しており、大規模改修ができていなかったためである。市民会館については平成 28 年度から 29 年度にかけて改修したが、文化会館は現在改修している。老朽化が解消されれば民間事業者の応募もあると考えた。

（委員）

- ・ 文化会館と市民会館をセットで出す理由は。

（文化振興課）

- ・ 本市の文化事業を担っているのはこの両館であるので、一方だけでは上手くいかないだろうと考えた。両館を貸館・維持管理・文化事業セットで出すことについては、サウンディング調査の際も好意的な意見をいただいており、スケールメリットもあると考えている。

（委員）

- ・ これまでは直営だったとのことだが、実務は業務委託で対応していたのか。

（文化振興課）

- ・ 舞台の管理や、管理運営については委託している。

（委員）

- ・ 文化会館について、条例の設置目的で「鈴鹿市及び亀山市に居住する住民の文化の向上を図り、…」とあるが、亀山市が入っているのはなぜ

か。

(文化振興課)

- ・ かつては鈴鹿亀山地区広域市町村圏計画という計画があり、その中で鈴鹿亀山の両市民の自主的活動の拠点として、文化会館を建設するという記録が残っている。

(委員)

- ・ 貸館・維持管理・文化事業と幅広い分野での指定管理を予定しているが、こういったケースは他自治体でもあるのか。

(文化振興課)

- ・ 近隣でもある。文化事業も含めるかという議論はあったが、貸館・維持管理だけだとビルメンテ系の企業が強く、文化事業も組み込むことによって自らも会館を企画運営し活用していくことで、稼働率の向上も見込めるため、この仕様とした。

(委員)

- ・ 鈴鹿亀山だけでなく、例えば四日市などの近隣他市等地域性を問わずに事業利用していただき、稼働率や収益率を上げていくということの良いか。

(文化振興課)

- ・ 市内外者の利用料金の差は設定せざるを得ないが、多くの方に利用いただきたいと考えている。

(委員)

- ・ 企画提案事業について、内容についての決まりはあるか。コンサートするにしても過激なものもある。

(文化振興課)

- ・ 業務仕様書7ページに記載のとおりであるが、詳細な内容までは指定しておらず、参加団体が自由に提案してもらうところである。
- ・ 提案内容については、様式集1の10ページ、様式6にて指定期間5年間分の事業内容を記載していただくようになっている。

(委員)

- ・ 詳細な部分についてまでは提案時には把握できないものと思われるが、具体的な内容については選定後都度協議していくということか。

(文化振興課)

- ・ そうである。

(委員)

- ・ 文化会館は指定業務に維持管理業務が含まれていなくて、5年間の指定管理料は9億4284万円を計上しているが、1年あたり1億8857万円

になるが、算出根拠は。

(文化振興課)

- ・ 人件費を多く見積もっている。現在配置している職員はシルバー人材センターや会計年度任用職員にお願いしているが、サウンディング調査の結果もかんがみ、今後、責任のある職員を夜間も配置しようとする費用は上がる。また、維持管理においては消防点検やエレベーターの点検等の委託料も上がってきている。他市の状況をみても、同規模の施設を1年間運営するとだいたい1館1億円程度かかるので、決して高い金額設定ではないと考えている。

(委員)

- ・ 指定管理料として固定の金額が保証されていると、事業内容については定められている内容以上のことをやろうという意欲が出にくい気がするかどうか。

(文化振興課)

- ・ 選定時には、そういった観点からも応募団体からの提案を評価いただければと考える。指定管理導入後も、モニタリングの実施により事業内容を確認していく。

(委員)

- ・ 募集要項別紙1の責任分担表の物価変動の項目について、「著しい物価変動による管理経費等の増減」については「両者による協議」とされているが、著しい物価変動とはどのラインを指すのか。

(文化振興課)

- ・ 一概には言えないが、指定管理者からの申し出も考慮する。

5 その他

- 事務局より、第2回委員会について、令和5年9月28日開催予定であり、日程が近づいたら再度確認する旨連絡を行った。

以 上